

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成22年1月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成21年9月18日付鳥取県告示第589号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

深田千鶴	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の12
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の17
佐田久祐美	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の20
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の21
山口万壽治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の27
上田泰範	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の28
山口万壽治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の31
岩山興業 株式会社	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の36
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の37
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の38
藤原昭彦	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の49
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の50
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の51
深田千鶴	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の54
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の55
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の56
山口万壽治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の78
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の82（次の図に示す部分に限る。）
森田甚太郎	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の99
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の100
〃	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の101
山口千代治	鳥取市河原町北村字柚小屋ヨリ門口迄934の174
山口万壽治	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の9
〃	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の189

〃	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の192
〃	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の217
中原甚平	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の220
橋本善太郎	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄941の223
川北卯之吉	〃
川北吉藏	〃
神馬神社	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932
小原神社	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の1
〃	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の2
神馬神社	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の3
〃	鳥取市河原町小河内字朽ヶ谷932の4
小原神社	鳥取市河原町小河内字奥山935の304
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の1
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の2
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃

澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の3
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の4
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の5
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃

池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の7
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
神馬神社	鳥取市河原町神馬字三角492の8
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の12
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃

澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の13
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の14
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の15

森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の16
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の17
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃

長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
山本勲	鳥取市河原町神馬字三角492の18
森下久寿馬	〃
森下芳太郎	〃
池長美貴	〃
池長未雄	〃
池長禮治	〃
長谷とき	〃
長谷平藏	〃
長谷満美	〃
澤田とよ	〃
澤田克視	〃
澤田増平	〃
澤田寧治	〃
澤田平市	〃
安木薫	〃
神馬神社	鳥取市河原町神馬字瀧谷上分493の1
安木薫	鳥取市河原町神馬字瀧谷上分493の2
山本律子	鳥取市河原町神馬字瀧谷上分493の6
神馬神社	鳥取市河原町神馬字馬乗場々494
〃	鳥取市河原町神馬字馬乗場々494の1
鳥取市佐治町 津野財産区	鳥取市河原町神馬字棚原495の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業
総室及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業総室